

建設業における時間外労働の上限規制の適用について

2023（令和5）年12月4日

福井労働局・大野基準監督署

1

時間外労働の上限規制の解説

2

労働基準法第33条の許可・届出の解説

時間外労働の上限規制の解説

労働時間と休日の原則（法定労働時間・法定休日）

原則

労働時間 **1日8時間** 及び **1週40時間**

休日 **毎週少なくとも1回**（又は4週間に4日以上）



例外

時間外労働・休日労働 を行わせるとき

36協定の締結・届出が必要

時間外労働の上限（時間）と休日労働の上限（回数）を決める

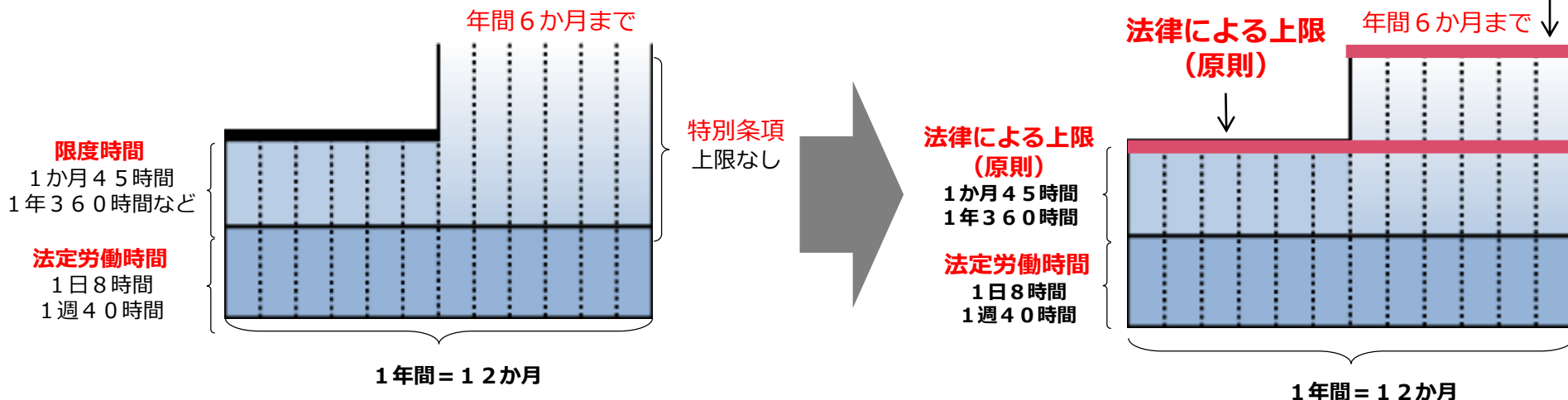
働き方改革関連法 | 全体像

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）により、
- 時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、
- 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされた。

- ・ 限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは、年6か月が限度。
- ・ 平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。
- ・ 働き方改革関連法前は、大臣告示により限度時間等を定めていたが、臨時的で特別な事情がある場合においては、告示には時間外労働の上限は定められていなかった。

法律による上限（例外）

- ・ 年720時間
- ・ 複数月平均80時間以内（休日労働含む）
- ・ 月100時間未満（休日労働含む）



働き方改革関連法 | 上限規制の適用猶予

事業・業務	猶予期間中（2024年3月31日まで）	猶予期間後（2024年4月1日以降）
建設事業 （※）		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用 ● 災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用なし
自動車運転の業務（※）		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間 ● 時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用なし ● 時間外労働が月45時間を超えることができる回数（年6か月まで）は適用なし
医業に従事する医師	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間 ● 時間外労働と休日労働の合計について、「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用なし ● 時間外労働が月45時間を超えることができる回数（年6か月まで）は適用なし ・ 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ・ 医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 ・ 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限規制がすべて適用

（※）建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 附則第12条第2項）。

建設業における時間外労働の上限規制 | 災害時における復旧及び復興の事業

- ① **36協定は、将来起こるかもしれない事由についてあらかじめ締結するものであり、災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合に関しても、労基法第139条の規定に基づき、36協定の特別条項として、1か月の上限時間（100時間未満）を超えた延長時間をあらかじめ締結することが可能である。**
- ② **ただし、事業として行っているか否かにかかわらず、規模も様々な災害における復旧及び復興の事業について、無制限に労基法第139条の適用を認めることは制度趣旨に反し妥当ではないため、同条の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。**
- ③ **例えば、以下のような事業が対象となる。**

- **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業**

（※）公共土木施設災害復旧事業費負担法に基づき、災害により地方自治体が管理している道路や河川が崩壊した場合に、被災した公共土木施設を国庫補助を受けて速やかに復旧する事業。

- **国や地方自治体と締結した災害協定（※事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。）に基づく災害の復旧の事業**

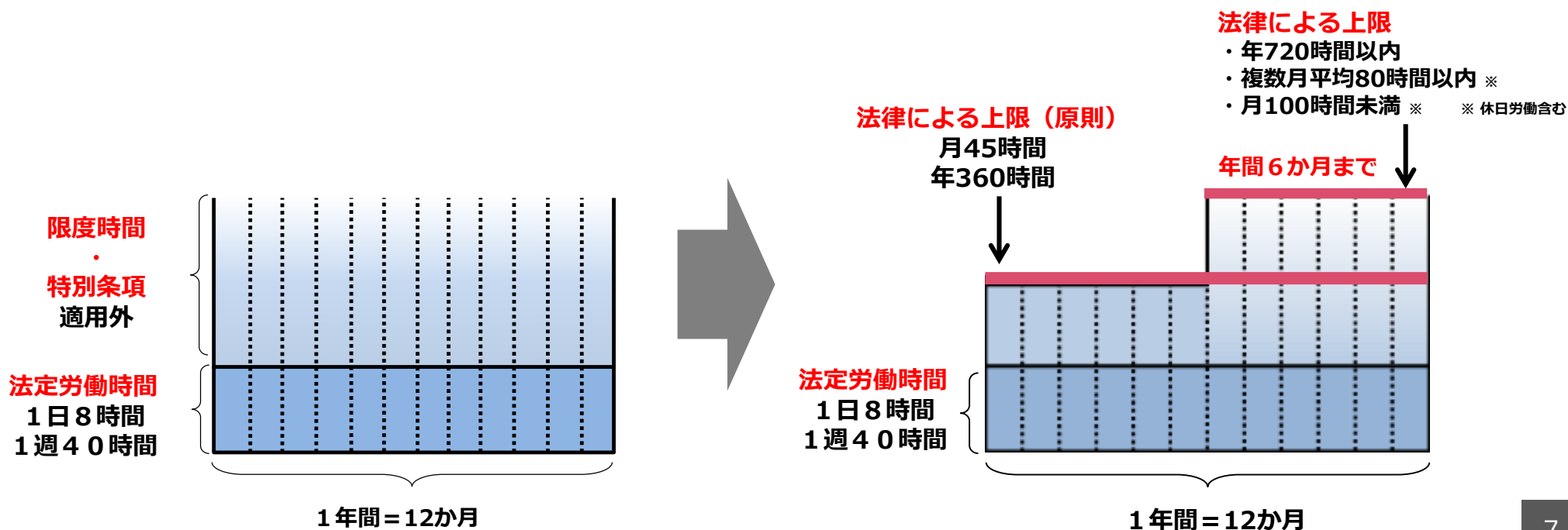
（※）災害が発生した場合には、国・地方自治体と事業者・事業者団体との間で事前に締結した災害協定に基づいて、食糧、医療、運送、建設、各種ライフライン等に関する事業者が直ぐに復旧作業を行い、後から契約を締結するという取扱いをしている。

- **維持管理契約内で発注者（民間発注者も含む。）の指示により対応する災害の復旧の事業**

- **複数年にわたって行う復興の事業等**

建設業における時間外労働の上限規制 | 一般の建設の事業

- 時間外労働の上限は、**原則として月45時間・年360時間**
- 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合（特別条項）でも、
 - 時間外労働が、**年720時間以内**
 - 時間外労働が、**月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度**
 - 時間外労働と休日労働の合計が、**月100時間未満**
 - 時間外労働と休日労働の合計が、**2～6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内**



建設業における時間外労働の上限規制 | 災害時における復旧及び復興の事業

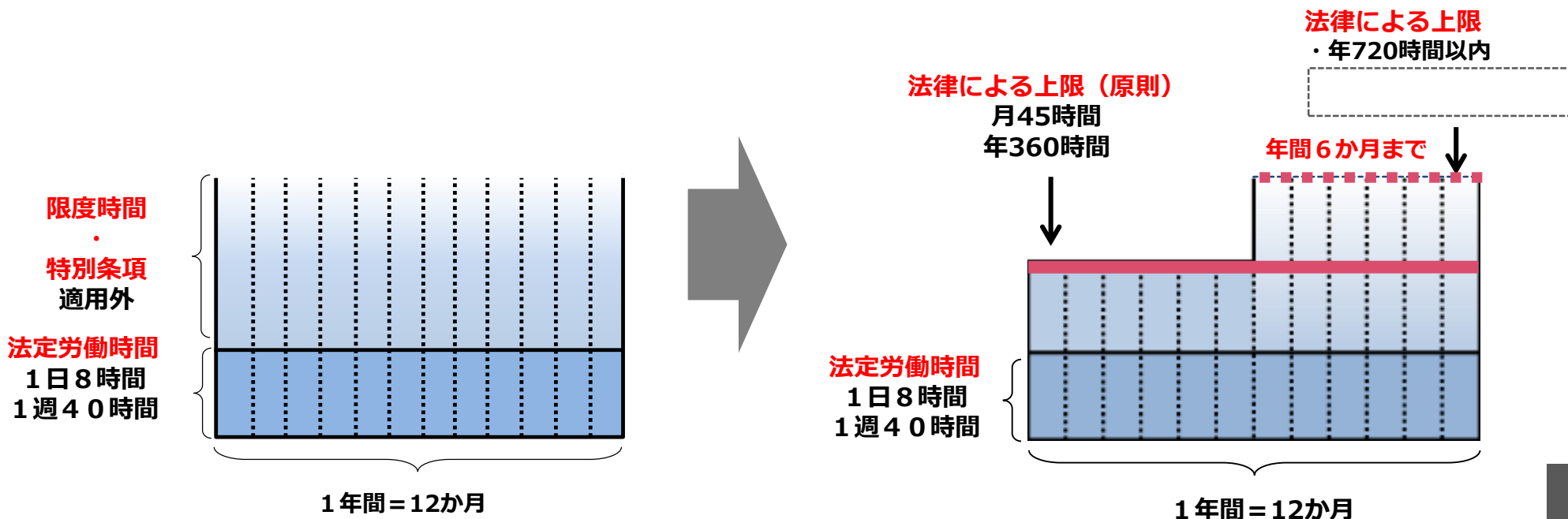
- 建設事業のうち、**災害時における復旧及び復興の事業**は、令和6年4月1日以降も**一部の規定は適用されない**。

× 適用されない規定

- 時間外労働と休日労働の合計が、**月100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計が、**2～6か月平均**がいずれも1月あたり**80時間以内**

○ 適用される規定

- 時間外労働が、**年720時間以内**
- 時間外労働が、**月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度**



建設業における時間外労働の上限規制 | 適用まとめ

一般の建設の事業

上限規制

時間外労働・休日労働の合計が、
単月100時間未満、複数月平均80時間以内
(36条第6項第2号及び第3号)

適用あり

36協定の上限

時間外労働が、
年720時間以内・月45時間超は年6か月以内
(36条第5項)

適用あり

災害時における復旧・復興の事業

上限規制

時間外労働・休日労働の合計が、
単月100時間未満、複数月平均80時間以内
(36条第6項第2号及び第3号)

適用なし

36協定の上限

時間外労働が、
年720時間以内・月45時間超は年6か月以内
(36条第5項)

適用あり

時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定） （様式9号の3の3）2枚組2枚目

時間外労働 休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の3（第70条関係）

臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)					1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		〇〇〇〇年4月1日		
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を 超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率		
① 工作物の建設の事業 に従事する場合	突発的な仕様変更への対応、納期のひっ迫への対処	現場作業	15人	6時間	6時間	4回	80時間	80時間	35%	550時間	550時間	35%	
	大規模な施工トラブル対応	施工管理	10人	6時間	6時間	3回	60時間	60時間	35%	500時間	500時間	35%	
② 災害時における 復旧及び復興の事業 に従事する場合 (併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。)	維持管理契約に基づく災害復旧の対応	現場作業	8人	7時間	7時間	4回	120時間	120時間	35%	700時間	700時間	35%	
	自治体からの要請に基づく復旧工事の対応	施工管理	5人	7時間	7時間	3回	110時間	110時間	35%	700時間	700時間	35%	
限度時間を超過して労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ											
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での短時対策会議の開催										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならないが、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)													

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年 3月 12日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

パンフレット
P.8



月45時間
年360時間超

9号の3の3
(2枚組2枚目)

建設の事業における手続（フローチャート）

現行の36協定届（様式9号の4）からの変更点

- ・ 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- ・ 災害時の復旧・復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要
 - ✓月100H未満
 - ✓2～6か月平均80H以内
- ・ 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

月45時間超の
時間外・休日労働が
見込まれるか？

見込まれない

見込まれる

災害時の
復旧・復興の対応が
見込まれるか？

見込まれない

見込まれる

36協定の締結・届出が必要

協定事項

様式9号の3の3

特別条項として

- ・ 災害時の復旧・復興の事業に従事する場合における1か月の時間外・休日労働時間数／1年の時間外労働時間数
- ・ 月45時間を超えることができる回数（6回まで）等

様式9号の2

特別条項として

- ・ 月45時間を超える場合における1か月の時間外・休日労働時間数／1年の時間外労働時間数
- ・ 月45時間を超えることができる回数（6回まで）等

様式9号

様式9号の3の2

※様式9号の3の2は災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合

一般条項として

- ・ 時間外・休日労働をさせることができる場合
- ・ その場合の労働者の範囲や人数
- ・ 1日／1か月／1年の時間外労働時間数の限度 等

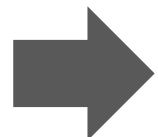
公益・人命保護のために緊急を要する災害対応により、
36協定に定める限度時間・回数を超える時間外・休日労働があった

労基法33条の許可・届出

※ 緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合 (36協定の上限①)

1 36協定（特別条項）
に定める延長時間



「①一般の建設の事業（工作物の建設の事業）」の時間
+
「②災害時における復旧及び復興事業」の時間

例 A

①の事業（工作物の建設の事業）を行っていた労働者Aが、対象期間の途中で、
②の事業（災害時における復旧及び復興の事業）へ業務転換し、従事したとき

36協定の上限 ①月80時間

2025年1月

	一般建設事業	復旧復興事業	一般建設工事
36協定の上限 (特別条項) ①月80時間	1日～10日 ① 30時間	11日～15日 ② 20時間	16日～20日 ① 30時間

- ①の事業について、36協定の上限（①80時間）以降、時間外・休日労働ができない
- ②の事業について、36協定の上限（②120時間）まで、時間外・休日労働ができる

36協定の上限 ②月120時間

36協定の上限
(特別条項)
②月120時間

	1日～10日	11日～15日	16日～20日
36協定の上限 (特別条項) ②月120時間	① 30時間	② 20時間	① 30時間

復旧復興事業
21日～31日 ② 40時間

法違反にならない

(※) 災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることができます。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合は、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めます。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合 (36協定の上限②)

例 B

②の事業（災害時における復旧及び復興の事業）を行っていた労働者Bが、対象期間の途中で、①の事業（工作物の建設の事業）へ業務転換し、従事したとき

2025年1月

36協定の上限 ①月80時間

復旧復興事業

1日～25日
② 80時間

36協定の上限
(特別条項)
②月120時間

- ①の事業について、36協定の上限（①80時間）以降、時間外・休日労働ができない
- ②の事業について、36協定の上限（②120時間）まで、時間外・休日労働ができる

36協定の上限 ②月120時間

一般の建設事業

26日～31日
① 40時間

36協定の上限
(特別条項)
①月80時間

時間外・休日労働をさせた
場合、法違反になる

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合 (上限規制 | 1か月100時間未満)

2

上限規制
(1か月100時間未満)

「①一般の建設の事業 (工作物の建設の事業)」の時間
のみを適用する

※ ②災害時における復旧及び復興の事業の時間は適用しない

例 C

①の事業 (工作物の建設の事業) を行っていた労働者Cが、対象期間の途中で、
②の事業 (災害時における復旧及び復興の事業) へ業務転換し、従事したとき

2025年1月

一般の建設事業

1日~20日

① 80時間

上限規制 (1か月100時間未満)

復旧復興事業

21日~31日

② 40時間

36協定の上限
①月80時間

36協定の上限
②月120時間

違反状況 なし

- 上限規制 (1か月100時間未満) は、①の事業の時間外・休日労働時間数のみで判断し、範囲内に収まっている。
- 36協定の上限 (②月120時間) は、①の事業と②の事業の時間外・休日労働時間数を合計して判断し、超過していない。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合 (上限規制 | 2～6か月平均80時間以内)

3

上限規制

(2～6か月平均80時間以内)



「①一般の建設の事業（工作物の建設の事業）」の時間のみを適用する

※ ②災害時における復旧及び復興の事業の時間は適用しない

例 D

←----- 2～6か月平均80時間以内の上限規制の算定期間 ----->

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
40時間	80時間	50時間	40時間	90時間	①80時間 ②40時間	90時間	60時間	50時間	40時間	40時間	50時間

一般の工事と災害時における
復旧・復興の事業の両方に従事

①の時間を2～6か月平均の算定に含める

違反状況 あり

- 上限規制の違反あり（8月～10月などで平均80時間を超えている）
- 36協定の上限超えの違反あり（月45時間超8回、年750時間）

労働基準法第33条の許可・届出の解説

労働基準法第33条の許可・届出 | 労働基準法第32条（第36条）との関係

- 労基法第33条と労基法第36条は、それぞれ独立した労基法第32条の免罰規定である。
- **労基法第33条**に基づき**労働基準監督署に許可・届出**を行った場合は、**36協定で定める限度時間と別に時間外・休日労働を行わせることが可能**となる。

労働基準法第32条

- ① 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
- ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて、労働させてはならない。

労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条の許可・届出 | 許可基準①

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について
(令和元年6月7日付け基発0607第1号)の概要

労基法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、**雪害**、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等の**ライフライン**や**安全な道路交通の早期復旧のための対応**、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4) 上記（2）及び（3）の基準については、**他の事業場からの協力要請に応じる場合**においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

労働基準法第33条の許可・届出 | 許可基準②

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について（令和元年6月7日付け基監発0607第1号）の概要

- 1 許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、**必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。**
具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。
- 2 許可基準(2)の「雪害」については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合**が該当する。
具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合。
- 3 許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- 4 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、**限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。**
例えば、許可基準(4)の「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となる。

労働基準法第33条の許可・届出

非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（様式第6号）記載例

非常災害等の理由による
労働時間延長 許可申請書
休日労働 届

様式第6号（第13条第2項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
建設業	さばかに建設株式会社 福井支店	福井県福井市〇〇町1-2-3	
時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数	
災害（雪害）への対応 （除雪作業の出動依頼への対応）	2023年12月26日から2024年1月10日 （別紙の通り）	5人	
休日労働を必要とする事由	休日労働を行う年月日	労働者数	
災害（雪害）への対応 （除雪作業の出動依頼への対応）	2023年12月31日・2024年1月7日 （別紙の通り）	3人	

2024年1月25日

職名 代表取締役社長
使用者
氏名 越前 太郎

〇〇 労働基準監督署長 殿

備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。

労働基準法第33条の許可・届出

非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（様式第6号）添付資料作成例

非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（別紙）

（福井労働局参考資料）

事業の名称		さばかに建設株式会社					
労働者職氏名		作業員 福井 一郎					
延長期間		2023年12月26日～2024年1月10日					
賃金計算期間		2023年12月26日～2024年1月25日					
月日	曜日	時間延長 開始時刻	時間延長 終了時刻	休憩時間	延長時間数 (労働時間数)	休日労働 (回数)	理由(作業内容)
12月26日	火	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
12月27日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
12月28日	木				0:00		
12月29日	金				0:00		
12月30日	土				0:00		
12月31日	日	3:00	6:00	0:00	3:00	○	除雪作業(〇〇線等)
1月1日	月	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月2日	火	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月3日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月4日	木	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月5日	金	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月6日	土	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月7日	日	3:00	6:00	0:00	3:00	○	除雪作業(〇〇線等)
1月8日	月				0:00		
1月9日	火				0:00		
1月10日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業(〇〇線等)
1月11日	木				0:00		
1月12日	金				0:00		
1月13日	土				0:00		
1月14日	日				0:00		
1月15日	月				0:00		
1月16日	火				0:00		
1月17日	水				0:00		
1月18日	木				0:00		
1月19日	金				0:00		
1月20日	土				0:00		
1月21日	日				0:00		
1月22日	月				0:00		
1月23日	火				0:00		
1月24日	水				0:00		
1月25日	木				0:00		
延長時間数計(延べ時間数)					33:00	2	

配布資料② 福井労働局参考資料

- どの労働者の、
 - どの時間外・休日労働が、
 - どのような理由で行われたか（労働基準法第33条の要件に該当する理由により行われたものであるか）
- が分かる資料であれば、書式は問いません。

労働基準法第33条の許可・届出 | Q & A

Q

労働基準法第33条は、労働時間を延長し、または休日に労働させた場合、割増賃金の支払いは必要ですか。

A

労働基準法第33条により時間外・休日労働をさせた場合にも、割増賃金の支払いが必要です。

Q

労働基準法第33条第1項に基づき労働した時間は、1か月100時間未満、複数月80時間以内とする上限に含まれますか。

A

含まれません。ただ、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで**必要な限度の範囲内に限り認められるもの**ですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。